

2016 年度事業計画

公益社団法人 日本複製権センター

《はじめに》

公益社団法人日本複製権センター(JRRC)は、2012年4月1日に公益社団法人化し、2013年から開始した JRRC 三カ年計画に基き、権利者、契約者及び社会に対し、著作権に関する積極的な事業活動を実施してきた。

その結果、恒例となった年2回の著作権セミナーあるいは昨年度から開始した著作権基礎講座では、募集開始後早々に定員に達する等広く契約者あるいは一般の JRRC に対する認知度も高まり JRRC の実施する各種事業活動に対する支持も得られつつあると言える。

このような状況の中で、新たに策定された JRRC 第二次三カ年計画に基づき、より効果的な管理事業の実施と社会的な公益事業推進活動を実施するための計画初年度として 2016 年度事業計画を策定する。

《重点事業》

1. 管理著作物の拡大促進

- (1) これまで懸案であった著作者、出版者、各種団体など個別の権利者からの権利の受託を開始し、JRRC 管理著作物の拡大を図る。
- (2) 人文・社会科学系学会誌・論文等について、関連団体と協議しながら許諾体制の整備に取り組む。

2. 海外 RRO との双務協定締結について

海外 RRO との双務協定締結のために、関連団体と連携しながら順次協定の実現を図る。

3. 電子化許諾の実施について

早期の電子化許諾開始に向けて、管理委託契約約款の改定、使用料の在り方について検討を行う。

4. 複製に関するポータル・サイトの充実

利用者の利便性を向上させるため、関連団体と連携して複製に関するポータル・サイトを充実させる。

5. 実態調査方法の改善について

これまでの調査方法に加え、モデル企業の抽出による全数調査、コピー機付属のハードディスクの活用等新しい調査方法について調査・検討を行う。

また、調査対象企業がより実施しやすい実態調査環境を整備するため、調査協力の要請、広報内部説明資料の充実等調査方法全般について改善のための検討を行う。

6. 顧客サービスの充実

2015年度から開始した著作権基礎講座をより充実させると共に、これまで要望が多かった中・上級者向けの講座を新たに設置する。

また、年2回の著作権セミナー及び無料講師派遣制度等、JRRC主催の各種著作権啓発活動について、参加者からの要望を取り込み、より内容の充実を図る。

7. 教育に関する権利制限に対する調査・研究

教育機関における複製等について、最近のICTを活用した教育の進展等を踏まえ、権利制限に関する調査・研究を行う。

《経常事業》

I. 複製に係る権利行使の委託を受けた著作物の複製等の利用許諾、並びに同利用許諾に係る使用料の徴収、分配に関する事業

1. 複写使用料の徴収

2016年度の徴収目標額を、3億8500万円とする。

2. 複写使用料の分配

2015年度分として徴収した著作物複写利用許諾契約に基づく複写使用料を、それぞれの利用に関する調査データ、使用実績報告等に基づき、2016年9月末に各会員団体に分配する。

3. より適正な分配の実現

各会員団体への分配時に各会員団体に対し、関連団体への分配に関する適切な情報等の提供を行い、権利者へのより適正な分配を実現する。

II. 著作権思想の普及及び調査研究に関する事業

1. 一般及び利用者への思想普及・啓蒙活動

(1) JRRCの自主事業

公益社団法人として、一般及び利用者を対象に、広く著作権に関する知識の普及・啓発活動を行う。

- ① JRRC主催の著作権セミナー、講演会等の開催
- ② メールマガジン等による著作権知識の普及・啓発活動
- ③ 利用企業・団体における著作権講習会への講師派遣
- ④ 利用者・一般を対象とした小セミナー、懇談会の定期的開催
- ⑤ 著作物複写利用に関する啓発用パンフレット等の作成・配布
- ⑥ 契約締結促進用ノベルティの製作・配布
- ⑦ ホームページ、インターネット及び専門新聞等での広報・宣伝活動の実施
- ⑧ 著作権啓発用小冊子の発行

(2) 文化庁、著作権情報センター等の普及事業への参加

- ① 文化庁著作権セミナーへの協賛団体としての参加

- ②同庁の著作権教育連絡協議会会員として著作権思想の普及啓発活動への参加
- ③著作権情報センターの正会員として同センターの普及・啓発活動への協力
- ④文化庁主催のセミナー、研修会への講師の派遣
- ⑤各種文化庁主催・共催事業への参画

2. 調査・研究

国内外の著作権法改定動向、集中管理事業動向、海外 RRO におけるデジタル分野での対応、TPP 進捗状況等、JRRC にとって必要かつ重要な情報を収集すると共に、国内外の関連団体との連携を通じて国際的な著作物の利用に関する調査研究を行う。また、カナダにおける教育分野に対するフェア・ディーリングの導入等、各国における権利制限動向について、情報収集を行うと共に実態について調査・研究を行う。

3. 国際活動への取り組み

(1)IFRRO との連携

年 1 回開催の IFRRO 総会への参加、APC(Asia Pacific Committee)会議への参加、国際的な著作物の利用に関する動向の情報収集、調査等、IFRRO の正会員団体として必要な会議等への参加を含め、引き続き積極的な対外活動を行う。

(2)文化庁との連携

文化庁が担当しているアジア各国との著作権に関する会議への参加、あるいは各国訪問団の受け入れ、国際会議への講師派遣、世界知的所有権機関(WIPO)研修に関する各種会議への参加等、文化庁と連携し、必要な支援・協力を通じて積極的な国際活動を実施する。

4. 図書館における著作物利用に関する協議への参加

権利者側 6 団体と図書館側 5 団体の「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」に参加し、JRRC の管理事業に関する事項について、権利者、利用者双方の立場に立ち、必要な検討を行う。

Ⅲ. 著作物の利用に係る相談、助言に関する事業

一般あるいは利用者からの著作物利用に関する電話・メールによる質問や相談に対し、必要な手続きの説明等を通して著作権に関する知識の普及・啓発を図ると共に、他の問い合わせ先の紹介やアドバイス等を行う。

以上